

『日本書紀』厩戸皇子像の再検討

はじめに

用明天皇の皇子である厩戸皇子（聖徳太子）については、既に明治期以前の段階から、その人物像や事績について多くの議論が交わされ、論評が重ねられてきた^①。研究史だけでもかなりの紙数を要し、議論が出尽くした感も否めないが、逆に、その素材となる史料については、七世紀代の金石文や七二〇年に成立した『日本書紀』（以下『書紀』と略す）が最も古い段階に記されたもので、質量の両面で十分とはいえない状況にある。ところが、そののち数多くの厩戸関連史料、とりわけ、その事績を取り上げた伝記の類が成立し、中には、『書紀』に窺われない、或いはその内容と矛盾するものが含まれることから、『書紀』自体の信憑性も含めて、様々な評価がなされてきている。近年では、最古の段階の史料とされるものについても、後世の造作・潤色の部分が大きく、むしろ今日我々が抱くこれらの史料に基づく厩戸皇子像は、大半が実態に乖離したものであるという見解が呈され、改めて議論を呼ぶ状況となっている^②。

一級史料の画期的な発見が起らない限り、これ以上議論を重ねても水掛け論に終始する感を禁じ得ないが、改めて今日までの論考を見直せば、目的とするところが、厩戸皇子の実像を究明せんと図るものか、或いは、それぞれの史料が描き出そうとした厩戸皇子像を究明せんと図るものか、曖昧なまま議論が展開されている部分も少なくないように思わ

本郷真紹

れる。史料の信憑性に問題のある以上、厩戸皇子の実像の究明には自ずから強い制約のあることは否めないが、少なくとも『書紀』の描こうとした厩戸皇子像については、編修の時期等に鑑みて、その意義を想定しうる余地は十分にあるように思われる。『書紀』の内容をそのまま事実と受け止める事は憚られるとしても、果たして、『書紀』は、一部の指摘にあるように、架空の英雄像を作り上げようとしたのか。或いは、忠実に実像を描こうとせず、むしろ意図的に歪曲した叙述を試みんとしたのか。またそれは、如何なる目的でなされたものであったのか。ここで改めて、『書紀』の厩戸皇子関連記事の分析を試み、導き出された解釈、評価について、諸賢のご叱正を賜ることにしたいと思う。

一 厩戸皇子と憲法十七条

『書紀』の敏達紀から推古紀にかけて、厩戸皇子に触れた記事は二二条に見える。うち、その天賦や教養に触れたものとして、推古元年四月己卯条の立太子の際の記事^③と、推古十四年七月条および同是歳条の勝鬘経・法華経の講説^④、推古二十一年十二月庚午朔条と同年十二月辛未条のいわゆる片岡飢者説話^⑤、それに、崩御の際に人々が「日月失輝天地既崩」と言ったという推古二十九年二月癸巳条と同月是月条の慧慈の誓願に現れる記事^⑥を挙げることができる。確かに、天賦と教養が顕彰に値するもの

として取り上げられてはいるものの、後世に成立したと目される諸伝に比べると、意外に簡素な感も禁じ得ない。特に、のちに付された「聖徳」という号に窺われるように、聖なる存在としての事績については、片岡飢者説話の内容を道教的な観点での「聖人」と受け取る向きもあり、多くの指摘にあるような仏教的「聖人」として扱われる例は、崩御の際の慧慈の誓願に現れる表記のみであることに注意されよう。

大臣・蘇我馬子と共にその名が現れた記事は六例で、崇峻即位前紀・用明二年七月条の戦勝祈願と寺院造営の誓約^⑤、推古二年二月丙寅朔条の三宝興隆の下命^⑥、同十一年二月丙子条の弟・来目皇子の葬礼の執行の下命^⑩、同十三年四月辛酉朔条の丈六仏像造立の共同誓願の下命^⑪、同十五年二月甲午条の神祇の祭拜^⑫、同二十八年是歳条の『天皇記』『国記』等の記録^⑬、となっている。

一方、厩戸皇子が単独で登場する記事のうち、その執政の内容を具体的に示すものとしては、推古十一年十一月是月条の大楯や鞆の製作の請願^⑭、同十二年四月戊辰条の憲法十七条の起草^⑮、同十三年閏七月己未朔条の褶の着用の命令^⑯の三例に限られている。

「万機を総摂し、天皇の事を言う」と言われるものの、厩戸皇子が単独で推進したと明記される政策については、意外にも『日本書紀』には数少なく、著名な冠位十二階の制定や隋との交渉に関わる記事にも、その関与を見て取ることは出来ない。そのような中で、唯一考察の対象となりうるのが、憲法十七条ということになる。

十七条の内容を概観すれば、裁定の公明正大なることを訴えた第五条以下の条文は、官人としての心得・姿勢を具体的に示すものと受け取られるが、注目したいのは、第一条から第四条に謳われた内容である。

一曰、以_レ和_レ為_レ貴、無_レ忤_レ為_レ宗。人皆有_レ党、亦少_三達者_一。是以、或不_レ順_三君父_一、乍違_三于隣里_一。然上和和睦、諧_三於論_レ事、則事理自通。何

事不成。

二曰、篤敬_三三宝_一。三宝者仏法僧也。則四生之終帰、万国之極宗。何世何人、非_レ貴_一是法。人鮮_三尤惡_一、能教從之。其不_レ帰_三三宝_一、何以直_レ枉。

三曰、承_レ詔必謹。君則天之、臣則地之。天覆地載、四時順行、万氣得_レ通。地欲_レ覆_レ天、則致_レ壊耳。是以、君言臣承。上行下靡。故承_レ詔必慎。不_レ謹自敗。

四曰、群卿百寮、以_レ礼_レ為_レ本。其治_レ民之本、要在_三乎礼_一。上不_レ礼、而下非_レ齊。下無_レ礼、以必有_レ罪。是以、群臣有_レ礼、位次不_レ乱。百姓有_レ礼、国家自治。

このうち、第二条で三宝（仏教）の崇敬が、また第四条では礼の奨励が主張されている。

五八九年に隋が南北朝の統一を遂げ、高祖文帝の統治下で東アジアに新たな秩序が構築されようとしていた時、国家間で重視されたのは、礼の秩序と仏教の流伝であった^⑰。外交の手段としても、これを受容することが国家の存亡に関わる大きな意味を有したが、当時の倭もまた、推古八年（六六〇）に隋に使者を送り、この両者を享受する方向を示した。

憲法十七条の内容は、この方向に即したものと受け取られるが、ただ、憲法の配列としては、冒頭に両者の重視を順に掲げるのではなく、仏教の興隆は第二条、礼の導入は第四条に謳われる。そして、第一条に「以_レ和為_レ貴」、第三条に「承_レ詔必謹」と、それぞれ和の重視と詔勅への服従を訴える条文が組み込まれているのである。

少し詳しくこの四条の内容を見てみると、第一条では「人皆有_レ党」を前提に、「或不_レ順_三君父_一、乍違_三于隣里_一」と克服すべき課題を指摘し、「和」が強調される。この場合、前提となる「党」との関係を検討すれば、君父に背くというのは、擬制的血縁集団としての「党」への反逆的

行為を意味し、隣里に違うのは、地縁集団としての「党」への反逆的行為を意味すると受け止めることができるように思われる。このような理解に立てば、対応関係が想起されるのが、第二条の「四生之終帰、万国之極宗」である。

「四生」が全ての生物、「万国」が全ての地域を意味することから、明らかに血縁・地縁の纏まりを意識した表記と受け止められよう。すなわち、血縁や地縁による集団の特性、隔絶性を、否定するのではなく、その相違や制約を超えて行き着くところとして、三宝すなわち仏教への帰依が訴えられていることになる。つまり、第一条の「和」を導くためには、仏教信仰の共有が不可欠であると唱えられている可能性が極めて高いように思うのである。

因みに、同様の展開が、第三条と第四条の関係に於いても見て取られる。

第四条では、上下関係、すなわち身分・階級が存在を前提に、上位と下位の両者が共に礼の姿勢をもつことによって、その関係が維持され国家の治安が期待できると説かれる。一方、第三条では、天皇の詔に対する服従を訴えるが、ここで君親の関係が天地に喩えて示され、やはり身分秩序の堅持が強調されている。すなわち、礼の姿勢を各層が共有することで上下関係が維持され、安定的な状況が創出されて、天皇（大王）の命令に対する絶対服従が導き出されるとしているのである。第一条と第二条との関係と同様に、第四条すなわち礼の姿勢の共有は、第三条で謳われた詔に対する服従をもたすための手段と位置づけられていると受け止められよう。

そこで、改めて注意したいことは、第二条で謳われた三宝への帰依の奨励は、第一条の、当時の朝廷が率先して希求した「和」をもたらす手段と観念されていたこと、つまり、政治的な意義を専らにする訴えであっ

たということである。

推古十二年に至るまでのヤマトの王権をめぐる状況を概観するに、朝鮮半島の王朝との関係から生じたさまざまな軋轢ばかりでなく、朝廷内部の状況も、決して安定的とは評しがたいものであった。大王の代替わりの際に生じる王族近親間の争いや、これと結び付いた豪族の権力闘争は跡を絶たず、直近に於いても、厩戸の父である用明天皇崩御後に生じた丁未の争乱^⑨、さらに崇峻天皇の暗殺と、動揺が常態化していたのである。そのような状況を克服し、朝廷が一丸となって東アジア世界の新たな情勢に対処せねばならない必要性に鑑みた場合、先ず何よりも求められるのは、まさに「和」であり、大王とその朝廷が絶対的な権限を有する体制の構築であった。

大王（天皇）の地位は、伝統的神祇信仰における祭祀権に基づくものであり、大夫などの豪族層に対し、相対的高位を維持する根拠として、この権限が重視された。しかし、伝統的神祇信仰でその対象となる神々は、大半が特定の集団に偏向する性格の強い存在である。祖神（祖先神）はその子孫の一族に、地主神は鎮座する地域に縁の深いものに、独占的あるいは優先的に加護を保障する。争乱時には集団の精神的紐帯としての役割を演じることも一般的で、一方には守護神でも他方には危険視すべき存在となり得た。つまり、血縁集団にせよ地縁集団にせよ、それぞれが独自の神を奉じており、その隔絶性を超克した普遍性は、当時の神祇信仰では十分に意識されなかったと推察される。

ところが、新たに伝わった仏教は、まさに普遍性を有する「神」を奉じる信仰に他ならなかった。他国神といった表記に窺われるように、伝来当初の仏教の仏・菩薩は、質的に伝統の神々と差異の無い、異国の神として受け止められたと見なされるが、如何なる仏・菩薩であろうとも、血縁的・地縁的制約を伴っていない。すなわち、いずれの立場の者にも

信仰の対象となり得る普遍神であるという点で、多くの伝統的な神々とは根本的に性格を異にしていたのである。

この性格についての意識が芽生えたと、当然、当時の政治的課題の克服に対する実効性に注目されるところとなる。そこで、隋や朝鮮半島の諸国が既に受容し流布させていることからそれに倣おうとしたという国際情勢を踏まえての必然性、言わば受動的な動機のみで興隆が図られたのではなく、仏教信仰を共有することで、国内の諸階層・諸勢力の強い連帯、すなわち、第一条で示した「和」の構築を期したと考えられるのではないだろうか。

もし、このような理解が可能であるとすれば、従来厩戸皇子に対する論評に於いて、憲法十七条の第二条の内容こそが、深遠な仏教の教義に対する理解に基づいて、救済の手段として機能する新たな信仰を広めようとしたという、言わば国民的信仰としての日本仏教の礎を築いた厩戸皇子の功績としてこの条文を受け止めることには、再考を要すると言わざるを得ない。十七条の他の条文が、仏教のみならず儒教や法家の思想といった政治的性格の強い要素を含むものであることからしても、この第二条のみ、政治的手段とは異質の、純粹に救済の手段としての仏教信仰を訴えたとは考えがたいのである。ここに見られるのは、あくまで朝廷内部の調和という、紛れもなく「和」を期する為の手段として仏教信仰を共有するという、政治的性格を専らにする訴えであった。²⁰⁾

二 寺院の造営

ところで、推古二年の三宝興隆の詔、さらに同十二年の憲法十七条第二条に謳われた「篤敬三宝」などにおいて、朝廷は豪族層にどのような行為を期待したのであろうか。

仏教関係の史料は、(一) 寺院 (二) 仏像 (三) 僧尼 (四) 經典 (五) 法会のいずれかに分類することができ、その内容や規模によって、各段階への評価がなしうるよう²¹⁾に思われるが、推古朝の情勢に鑑みれば、具体的な仏教興隆の指標として最初に想起されるのは、やはり(一) 寺院の建立であろう。推古二年二月丙寅朔条には、厩戸皇子と蘇我馬子に仏教の興隆が命じられ、諸臣連等が君親の恩の為に競って仏舎を造ったとされている。²²⁾

無論、(二) から(五)の事例も認められるものの、朝廷が、例えば僧尼の育成や經典の製作、国家法会の勤修等をこの段階で命じた痕跡は見出せない。これに対し、推古朝以前の段階で、丁未の乱に際し蘇我馬子と厩戸皇子が共に寺院の建立を発願し、飛鳥寺・四天王寺という形で具体化されたとされるのは、まさに、朝廷による三宝興隆の先駆的事績と評価することが可能である。四天王寺の創建年代には問題があるが、少なくとも『書紀』編修の段階で、そのように意識されたことは疑いない。

さらに、推古朝に続く舒明朝、さらに皇極朝において、百濟大寺という勅願寺の創建が打ち出され、また、のちに触れるように、乙巳の変を経て即位した孝徳天皇の大化元年八月詔においても、諸階層の寺院造営の支援が謳われた。このような朝廷の要求に応ずべく、有力豪族は寺院の建立を進めたのである。

では、新たに建立された古代寺院には、どのような機能が期待されたのであろうか。

寺院といえば、僧尼が居住し活動する拠点であるとともに、僧俗を問わず信仰の対象として受け止められ、それ故、寺院の存在の確認をもつて、仏教思想の流布の痕跡、信仰の拡大の軌跡といった評価がなされることも少なくない。しかし、発願主体であり檀越としての性格をもつ豪族の寺院建立に込められた意図を考えれば、必ずしも信仰の対象として

の問題だけで片付ける訳にはいかない部分が存在する。

一つには、最新の外来文化の影響を受けた寺院の建立は、古墳と同様に、発願主体の「力の象徴」としての意義を有した。目にするものを威圧する効果が期待されたのである。同時に、規則的な伽藍配置を示す寺院の形態は、これまた前代の古墳と同様に、朝廷との関係を可視的に認識させる役割を担い、豪族の支配に資するものであった。氏寺でありながら、天皇の為に建立した寺院であると謳われる所以は、まさしくこのような寺院の性格によるものと受け止める事ができよう。

次に、造寺願文に窺われるように、病氣平癒や一族の繁栄といった具體的な利益を期待する行為であった。先述の戦勝祈願に基づく寺院造営というのも、その事例と見なされる。

第三に、清浄なる空間を創出するための拠点という意味を含んだ。仏の居ます場として、回廊等で外部と隔絶された空間は、神聖かつ清浄なる場と受け取られ、穢れ多き俗なる空間と一線を画するものであった。そしてまた、為政者はこの清浄なる施設を自らの拠点に設えることで、自身の環境の清浄性も創出、維持しようとしたのである。

第四に、その構造故に、有事の際には軍事的な役割が期待された。蘇我入鹿暗殺後、中大兄皇子や中臣鎌足が飛鳥寺に入って、蘇我本宗家との戦に備えたことは、この役割を裏付けるものと言えよう。また、寺院が宮や邸宅と併置されたことについても、有事の際の避難所としての機能を有したことが想定される。実際に、皇極二年（六四三）に討滅された山背大兄王らの上宮王家や、大化五年（六四九）に肅清された蘇我倉山田石川麻呂の一家等、いずれもその氏寺に籠もって最期を迎えている。

そして最後に、寺院は財産の寄託先としても機能した。この点、余り顧みられることの無かった印象が強いが、実はこれこそが、王族や豪族がこぞって寺院建立に努めた、看過できない重要な理由の一つであった

と推測される。

では、厩戸皇子による寺院の創建と彼自身の仏教信仰との関係について、どのような解釈が可能となるか。

用明二年の丁未の争乱の際に厩戸皇子が四天王に戦勝を祈願し、戦後程なく創建されたという『書紀』の記事は、四天王寺の所在地で検出された瓦の様式等から、その創建は六二〇年の頃、すなわち、彼の崩御に近い段階で進められたと推定されており、四天王に対する信仰の導入された段階の問題も合わせて、事実とは見なしがたい部分がある。むしろ、蘇我馬子による戦勝祈願の方が、戦後飛鳥寺の建立に着手されている事実からして、相対的に信憑性を認めうるものと言うことができる。同様に、斑鳩寺についても、『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』の伝えるように、推古十五年丁卯（六〇七）頃の創建と受け止めるのが、出土する瓦・土器の編年による推定年代とも矛盾せず、その前年に法華経講説の功により厩戸皇子が推古天皇より賜った播磨の水田百町を資財としてこの年に創建されたと見なすべきであるように思われる。²⁷⁾

このように、寺院創建という点では蘇我馬子に遅れをとったとしても、推古三年（六〇五）に來朝した高句麗僧・慧慈を師としたということ、推古十一年に秦河勝に仏像を授けて祀らせたとされること、斑鳩宮を居所とした翌推古十四年に勝鬘経や法華経を講説したということ、さらに、天寿国繡帳銘の「世間虚仮 唯仏是真」という文言、法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘の内容などからして、厩戸皇子の仏教の教義に対する理解と信仰心については、否定しがたい部分が大きい。問題はその政治的影響、正確には、『書紀』が描こうとした皇太子執政の性格との関係である。

憲法十七条の第二条を除けば、積極的に仏教信仰を働きかけたと受け取られる要素は、厩戸皇子関連の『書紀』史料からは殆ど見出すことができない。一方で、注意を要するのは、次の史料である。

遣^二使於大寺^一、喚^二聚僧尼^一而詔曰、於磯城嶋宮御宇天皇十三年中、百濟明王、奉^レ伝^二仏法於我大倭^一。是時、群臣俱不^レ欲^レ伝。而蘇我稻目宿禰獨信^二其法^一。天皇乃詔^二稻目宿禰^一使^レ奉^二其法^一。於詛語田宮御宇天皇之世、蘇我馬子宿禰、追遵^二考父之風^一、猶重^二能仁之教^一。而餘臣不^レ信此典幾亡。天皇詔^二馬子宿禰^一、而使^レ奉^二其法^一。於小墾田宮御宇天皇之世、馬子宿禰、奉^二為天皇^一造^二丈六繡像丈六銅像^一、顯^二揚仏教^一恭^二敬僧尼^一。朕更復思^下崇^二正教^一、光^中啓大猷^上。故以^二沙門狛大法師、福亮、惠雲、常安、靈雲、惠至、^主僧旻、道登、惠隣、惠妙^一而為^二十師^一。別以^二惠妙法師^一為^二百濟寺々主^一。此十師等、宜能教^二導衆僧^一、修^二行釈教^一、要使^レ如^レ法。凡自^二天皇^一至于伴造、所^レ造之寺不^レ能^レ當者、朕皆助作。今拜^二寺司等與^二寺主^一、巡^二行諸寺^一、驗^二僧尼、奴婢、田畝之實^一、而尽顯奏。即以^二来目臣^{名聞}、三輪色夫君、額田部連甥、為^二法頭^一。

(大化元年(六四五)八月癸卯条)

同年六月に起こった乙巳の変を経て、新たに即位した孝徳天皇により発せられたこの詔には、仏教公伝以来の受容の経緯と、僧尼の教導にあたる十師の任命、さらには諸階層の寺院造営を支援する旨が謳われている。この詔に登場するのは、公伝時の欽明天皇と蘇我稻目、敏達天皇と蘇我馬子、それに推古天皇で、歴代天皇の意を受けて稻目・馬子親子が仏教の受容と興隆に果たした役割が指摘されているが、何故か、ここに厩戸皇子の名は全く見えず、斑鳩寺・四天王寺の建立や憲法十七条の三寶興隆についても触れられていない。その意味を推測するに、詔が発せられた段階、あるいは『書紀』編修の段階で、厩戸皇子の仏教興隆に対する評価はほとんどなされていなかったか、意図的に避けられたかのいずれかであろうと考えられる。一方で、直前に滅亡した蘇我本宗家ゆかりの人物が、その名を挙げて果たした役割を顕彰するがごとき形をとっていることからすれば、一層違和感を禁じ得ないものと言わねばならな

い。

さらに、看過できないのは、この詔で天皇による寺院造営に触れられ、百濟大寺の運営を担当する寺主が改めて任命されている点である。舒明十一年(六三九)の勅願にかかり、皇極元年(六四二)にも改めて造営が命じられた百濟大寺は、敏達天皇の子である押坂彦人大兄皇子の系統の天皇により整備が図られ、孝徳天皇もまた、その系統に繋がる人物であった。その状況下で、厩戸皇子の系統に連なる山背大兄王をはじめとする上宮王家は、皇極二年、即ち乙巳の変の二年前に、蘇我入鹿らによって殲滅されている^③。

同年十一月、蘇我入鹿は巨勢徳太や土師娑婆連を使わして、斑鳩宮にいた山背大兄王を襲撃し、結果厩戸皇子直系の上宮王家は滅亡した。『書紀』では、この事件を入鹿個人の暴挙として描き、父の蘇我蝦夷ですらその所業の非なることを嘆いたとしているが、『藤氏家伝』上の鎌足伝では、この時王族も入鹿の軍勢に加わっていたとし、また、平安期に成立した『上宮聖徳太子伝補闕記』に至っては、軽皇子、即ちのちの孝徳天皇の名前もそこに掲げているのである^④。

『書紀』では、入鹿暗殺を皮切りに蘇我本宗家が滅亡に至る経緯で、この一件が要因の一つとなったと位置づけたことから、あくまで入鹿個人の所業として扱う必然性が存したと考えられるが、実際には、押坂彦人大兄系の王族が加わっていた可能性は否定できない。とすれば、この事件は、押坂彦人大兄系の王族と蘇我氏の共謀による所業であったということになる。

注意を要するのは、当時上宮王家が保有した財産、その管轄下の土地と人民である。

『書紀』の四天王寺創建譚は疑わしいものの、その前身となる何某かの機関が、六世紀末の段階で存在したとしても不思議はない。重要なのは、

丁未の乱に敗れた物部守屋配下の土地と人民の半分がそこに施入されたと見える点である。³⁴⁾

『書紀』には、蘇我入鹿が、その祖母である物部守屋の妹を通じて守屋の遺産を掌握し、物部大臣と称されたとある。³⁵⁾ この遺産こそが入鹿の権力基盤となっていたとされることからすれば、一方で、同じく守屋の遺産が寄託されたという「四天王寺」については、檀越的な存在である厩戸皇子、上宮王家の財政基盤の一角を占めたことも十分に考えられよう。斑鳩という摂津・河内と大和を結ぶ交通の要衝を本拠とし、流通を掌握すると共に、莫大な財産を保有した上宮王家は、対峙する王統と蘇我氏にとって注意を要する存在であった可能性は否定できない。とすれば、この争乱は、王統の一元化と同時に、王家の財産の一元化という意義をも有したことになる。

このような経緯が想定しうるものとすれば、当然のことながら、孝徳天皇が仏教興隆の支援を表明するに当たり、中心寺院として重視すべきは、同じ王統の舒明天皇の勅願にかかる百済大寺と、多くの渡来僧が居住し実質的に朝廷の中心寺院としての位置にあった飛鳥寺の二寺であり、同時に、上宮王家討滅の意図も含めて、歴代天皇と蘇我氏による仏教興隆には触れても、厩戸皇子の事績を顕彰することは憚られたと考えられるのではないだろうか。

この後持統朝に至るまで、『書紀』に斑鳩寺と四天王寺が官寺として機能した痕跡は皆無に等しい。天智朝に焼亡した後の斑鳩寺が、現在に伝わる威容で再建されたとすれば、そこに朝廷との関係も想定されるが、『書紀』は全くこのことに触れない。やはり、上宮王家の関連事項については、叙述にかなりの制約を受けたと見なさざるを得ず、その意識は、厩戸皇子存命中の寺院設営をはじめとする活動の記録にも反映された状況が考えられるのである。

三 『日本書紀』の厩戸皇子像

『書紀』が厩戸皇子の事績を取り上げるに際して、押坂彦人大兄系の王統に連なる元明・元正天皇の下で進められた編修に、先に触れた大化元年八月詔と同類の意識が反映されたとすれば、これまで縷々指摘されているような、虚飾として作り上げられた部分のみに注目するのではなく、むしろ逆に、実態よりかなり制約を受けて書き留められた可能性も存することに留意する必要があるように思われる。

改めて、何故に、厩戸皇子を『書紀』は「東宮」「皇太子」と記し、また「総摂万機、行天皇事」あるいは「録摂政、以万機悉委」と書き留めたのであろうか。³⁶⁾

いみじくも、『書紀』が成立した時点で、立太子時の厩戸皇子とほぼ同年齢であったのが、時の首皇太子、のちの聖武天皇であった。大宝元年（七〇一）生まれの首皇子は、和銅七年（七一四）に立太子し、養老三年（七一九）に「始聴朝政」とされる。³⁷⁾ つまり、皇太子・首皇子が朝政に携わったのは、厩戸皇子が万機を総摂したのとはほぼ同年齢となり、程なく『書紀』が成立したことになる。当時の朝廷を見れば、厩戸皇子が叔母の推古天皇の下で、外戚の蘇我馬子と共に政務に携わったとされるのに対し、首皇子も、叔母の元正天皇の下で外戚の藤原不比等の補佐を受けるという、まさに類似した境遇にあった。このような状況下で、『書紀』が推古朝の叙述を進めるに際して、首皇子の存在を全く意識せずに厩戸皇子の行実を書き記すというのは、考え難いのではないだろうか。

推古朝に於いては、未だ皇太子の号も、律令制下に於けるその権能も確立していたとは言えず、厩戸皇子の皇太子たる地位とその権能は、後世の仮託と見るべきであろう。であるが故に、一層首皇子の存在に注意が必要となる。すなわち、万機を総摂して天皇の事を行うという行為は、

程なく皇位を継承する首皇太子に期待された役割であり、推古朝と同様に、それを庇護する女帝と、補佐する大臣が存在した。とすれば、厩戸皇子が先天的に人徳を兼ね備えた聖なる存在であり、同時に儒教や仏教の高い教養も修得したと評される点についても、単なる虚飾というよりも、首皇子の權威を少しでも高めようとする姿勢の表れと見て取ることが可能となる。

一方で、天皇の事を行う立場にあるということは、逆に一定の制約を受けることにもなる。律令制下の皇太子は、前世紀の如く、天皇に代わり政務を主導する存在というよりも、皇嗣としての性格を専らにするようになったという指摘がある。形式上は政務を総覧する存在であったとしても、実質的には、大臣をはじめとする官僚に委ね、むしろ皇位継承者として、天皇の務めである神祇祭祀を統べる役割にも配慮せねばならなかったと考えられる。この点に鑑みれば、篤信家としてのイメージを与えられながらも、政策として推進される仏教興隆事業に、厩戸皇子が直接携わった痕跡が『書紀』に殆ど見出せないことについても、一定の解釈がし得るものと考えられる。

ここで改めて注目したいのは、『書紀』の次の条文である。

詔曰、朕聞之、曩者我皇祖天皇等宰世也、跼天踏地、敦礼神祇。周祠山川、幽通乾坤。是以、陰陽開和、造化共調。今當朕世、祭祀神祇、豈有怠乎。故群臣共為竭心、宜拜神祇。

(推古十五年二月戊子条)

皇太子及大臣、率百寮以祭拜神祇。

(同年同月甲午条)

推古天皇が神祇の祭祀を訴え、これに応じて厩戸皇子と蘇我馬子が百寮を率いて神祇を祭拝したとするものである。この年の二月甲午は十五日に該当し、祈年祭と同日であることから、未だ祈年祭が国家祭祀として成立していなかった推古朝の段階で、この日に神祇を祭拝したという

のは、『書紀』編修の段階で盛り込まれた記事、もしくは、敢えてこの日の出来事として書き留めた可能性が想定される。確言は憚られるが、問題はこの両条の直前に連なる条文である。憲法十七条の制作を伝える『書紀』推古十二年四月戊辰条以後、次のような配列となっている。

推古十二年九月条

朝礼を改定す。

同 是月条

黄書画師・山背画師を設定す。

同 十三年四月辛酉朔条

天皇・皇太子・大臣らの丈六銅・繡仏像造立を発願す。高句麗大興王が黄金三百両を貢上す。

同 年閏七月己未朔条

厩戸皇太子が諸王諸臣に褶の着用を命ず。

同 年十月条

厩戸皇太子、斑鳩宮に居す。

同 十四年四月壬辰条

丈六の銅・繡仏像完成す。鞍作鳥、これを巧みに金堂に納める。

この年より、四月八日・七月十五日に寺で設齋す。

同 年五月戊午条

司馬達等、鞍作多須奈の功績と共に、鞍作鳥の丈六仏像造立と金堂への納入を褒賞し、大仁の位と近江の水田二十町を給す。鳥、天皇の為に金剛寺(坂田尼寺)を建立す。

同 年七月条

厩戸皇太子、勝鬘経を講ず。

同 年是歳条

厩戸皇太子、岡本宮で法華経を講ず。

天皇より播磨の水田百町を賜り、斑鳩寺に納める。

同 十五年二月庚辰朔条

壬生部を設定す。

すなわち、憲法十七条の内容を具現化するがごとく、その大半が礼制と仏教興隆、さらに厩戸皇子に関する記事である。とりわけ、天皇も発

願に加わったとする飛鳥寺の丈六仏像に関わる記事と鞍作鳥の褒賞、金剛寺（坂田尼寺）の創建、厩戸皇子による講經とそれに対する褒賞、斑鳩寺への水田施入といった、一連の仏教関連記事が続いた後に、神祇崇拜の詔が出されているというのは、極めて興味深い。あくまで憶測の域を出ないものではあるが、天皇や皇太子自ら主体的に仏教の興隆を推進するというのは、伝統的な神祇祭祀との関係に鑑みた場合、無批判に受け入れられるものではなかった。そこで、本来天皇としてなすべき重要な務めを再確認する意味を含めて、推古十五年二月の両条が『書紀』編修の段階で設定されたと考えられるのではないだろうか。

当然皇太子の所業全般についても、同様の意識が働いたと見なければならぬ。仮に、事実として厩戸皇子が仏教興隆事業を推進していたとしても、皇太子たる地位にある者が、それを直接差配することを詳細に書き留めることは、躊躇されたに相違ない。

ここで、『書紀』の編修が進められた霊龜・養老年間の実状を見れば、霊龜二年（七一六）に、諸国の寺家の多くが法のとおりに運営されておらず、清浄性が損なわれているとして、寺院の併合が命じられ、合わせて、寺院の資財を私的に流用する檀越の実態が指摘され、僧俗の官による管理の強化が謳われている^④。翌養老元年には、僧尼と在俗の信者の行動が、僧尼令の規定に違反するものとして論われ、特に行基とその集団の活動が名指しで批判されている^④。さらに同二年には、模範的僧侶の顕彰が謳われる一方で、不法な山林修行や乞食が禁じられるなど、明らかに、規範に則った寺院と僧尼の統制が強く打ち出されているのである。

このように、律令的秩序に則り統制色が強く打ち出される中で『書紀』の編修が進められていることからしても、皇太子の仏教への傾倒を正史に書き留めることは、たとえそれが史実として伝えられていたとしても、当然制約を受けたと考えられる。それが、これまで述べてきた『書紀』

の厩戸皇子に関する記載の実態に反映されたのではないだろうか。

さらに、律令制下の皇太子が、天皇と同様に政務を総覧する立場にあっても、各政策を主導する必要が認められなかったとすれば、その内容からして、皇太子という立場での訓戒とする位置づけを余儀なくされたを受け取られる憲法十七条を除けば、直接内政・外交の諸政策を指揮した事実を意図的に明記しなかった可能性も想定しうるようになる。

結びに代えて

『書紀』の伝える厩戸皇子像の批判としては、編修段階での「潤色」「虚構」といった受け止め方が主流で、誰がどのような経緯でそれをなしたのか、といった点が課題とされ、当時帰国した入唐留学僧との関係などが説かれている。確かに、『書紀』の表記には、仏典を参照したと目される部分も多く見受けられ、新たに将来した仏典の表記を採り入れて作文した可能性を十分に窺わせているが、では、何故に、ここに看取されるような形で厩戸皇太子像が構築されたのかという問題については、今一つ説得的な説明がなされていない感が強い。多くの指摘にあるように、『書紀』編修の過程で、時の情勢に十分に配慮しながら、その内容が編まれたとすれば、厩戸皇子像についても、何某の意図をそこに想定せねばならないことになる。

これまで述べてきたように、天賦と身に付けた知識・教養については、厩戸皇子に非凡なる才を強調する向きが受け取られるものの、皇太子執政の実態としては、憲法十七条の起草にせよ、斑鳩寺・四天王寺といった寺院の創建にせよ、朝廷の政治的な目的を逸脱する内容は窺われず、その根底に存する厚い仏教信仰を想定せしめるだけの根拠を『書紀』の関連記事に見出すことは難しい。

もし、『書紀』編修の過程で、首皇子にとって理想的な皇太子像を提示しようとするれば、先天的な性格、人間性と、皇太子として備えるべき教養や知性、政治に向かう姿勢等に、期待された要素が含まれたと受け止めるのは、至極当然のことと考えられる。

天平期以後に成立した伝記の中で触れられた聖德太子即ち厩戸皇子の所業、そこには当然、史実にそぐわず英雄像が構築された部分も多く存在する一方で、『書紀』が認識しなかった、あるいは意図的に取り上げなかった史実も含まれていたと考えられる。その虚実を明らかにすることは史料の制約から至難と言わざるを得ないが、少なくとも、厩戸皇子に対して過大な評価を試みる『書紀』の虚構のみを強調する姿勢は、改めて見直す必要があるように思うのである。

注

- ① 聖德太子関係の著書・論文については、石田尚豊編『聖德太子事典』（一九九七年、柏書房）、憲法十七条関係では、所功「聖德太子『憲法十七条』関係研究文献目録（稿）」（『産大法學』四〇―三・四、二〇〇七年）など参照。
- ② 「聖德太子像の成立と律令国家」（大山誠一『長屋王家木簡と金石文』第三部、吉川弘文館、一九九八年）をはじめとする一連の論考など。
- ③ 『書紀』推古元年四月己卯条（以下、注記なきものは『書紀』の条文）
立厩戸豊聰耳皇子^一為皇太子。仍録撰政。以^二万機^三悉委焉。橘豐日天皇第二子也。母皇后曰^四穴穗部間人皇女。皇后懷妊開胎之日、巡行禁中、監^五察諸司。至于馬官、乃當^六厩戸、而不^七勞忽產之。生而能言。有^八聖智^九。及^{一〇}壯、一聞^{一一}十人訴、以勿^{一二}失能弁。兼知^{一三}未然。且習^{一四}内教於高麗僧慧慈、学^{一五}外典於博士覺智。並悉達矣。父天皇愛之、令^{一六}居^{一七}宮南上殿。故称^{一八}其名、謂^{一九}上宮厩戸豊聰耳太子^{二〇}。
推古十四年七月条
④ 天皇請^{二一}皇太子^{二二}、令^{二三}講^{二四}勝鬘經^{二五}。三日説竟之。

同十四年是歳条

皇太子亦講^{二六}法華經於岡本宮。天皇大喜之、播磨国水田百町施^{二七}于皇太子。因以納^{二八}于斑鳩寺。

⑤ 推古二十一年十二月庚午朔条

皇太子遊^{二九}行於片岡。時飢者臥^{三〇}道垂。仍問^{三一}姓名。而不^{三二}言。皇太子視之与^{三三}飲食。即脱^{三四}衣裳、覆^{三五}飢者而言、安臥也。則歌之曰、斯那提流、箇多烏箇夜摩爾、伊比爾惠弓、許夜勢屢、諸能多比等阿波礼。

同二十一年十二月辛未条

皇太子遣^{三六}使令^{三七}視^{三八}飢者。使者還来之曰、飢者既死。爰皇太子大悲之。則因以葬^{三九}埋於當処。墓固封也。数日之後、皇太子、召^{四〇}近習者、謂之曰、先日臥^{四一}于道飢者、其非^{四二}凡人。必真人也。遣^{四三}使令^{四四}視。於是、使者還来之曰、到^{四五}於墓所而視之、封埋勿^{四六}動。乃開以見、屍骨既空。唯衣服置^{四七}棺上。於是、皇太子、復返^{四八}使者、令^{四九}取^{五〇}其衣。如^{五一}常且服矣。時人大異之曰、聖之知^{五二}聖、其実哉。逾惶。

⑥ 推古二十九年二月癸巳条

半夜厩戸豊聰耳皇子命、薨^{五三}于斑鳩宮。是時、諸王諸臣及天下百姓、悉長老如^{五四}失^{五五}愛兒、而鹽酢之味、在^{五六}口不^{五七}嘗。少幼如^{五八}亡^{五九}慈父母、以哭泣之聲、滿^{六〇}於行路。乃耕夫止^{六一}鋤、春女不^{六二}杵。皆曰、日月失^{六三}輝、天地既崩。自今以後、誰恃哉。

同二十九年二月是月条

葬^{六四}上宮太子於磯長陵。當^{六五}于是時、高麗僧慧慈、聞^{六六}上宮皇太子薨、以大悲之。為^{六七}皇太子、請^{六八}僧而設齋。仍親説^{六九}經之日、誓願曰、於^{七〇}日本国^{七一}有^{七二}聖人。曰^{七三}上宮豊聰耳皇子。固天攸^{七四}縱。以^{七五}玄聖之德、生^{七六}日本之國。苞^{七七}貫^{七八}三統、纂^{七九}先聖之宏猷、恭^{八〇}敬^{八一}三宝、救^{八二}黎元之厄。是實大聖也。今太子既薨之。我雖^{八三}異^{八四}国、心在^{八五}斷金。其独生之、何益矣。我以^{八六}来年二月五日^{八七}必死。因以遇^{八八}上宮太子於浄土、以共化^{八九}衆生。於是、慧慈當^{九〇}于期日而死之。是以、時人之彼此共言、其独非^{九一}上宮太子之聖。慧慈亦聖也。

⑦ 新川登龜男『聖德太子の歴史学 記憶と創造の一四〇〇年』（二〇〇七年、講談社）など

⑧ 崇峻即位前紀 用明二年七月条

是時、厩戸皇子、束髮於額、（古俗、年少兒年、十五六間、束髮於額。十七八間、分為「角子」。今亦然之。）而隨「軍後」。自付度曰、將無「見敗」。非「願難」成。乃斷「取白膠木」、疾作「四天王像」、置「於頂髮」、而發「誓言」、（白膠木、此云「農利泥」。）今若使「我勝」敵、必當奉「為護世四王」、起「立寺塔」。〔略〕時人相謂曰、蘇我大臣之妻、是物部守屋大連之妹也。大臣妄用「妻計」、而殺「大連」矣。平「乱」之後、於「摂津国」、造「四天王寺」。分「大連奴半與」宅、為「大寺奴田莊」。〔略〕蘇我大臣、亦依「本願」、於「飛鳥地」起「法興寺」。

⑨ 推古二年二月丙寅朔条

詔「皇太子及大臣」、令「興隆三宝」。是時、諸臣連等、各為「君親之恩」、競造「仏舎」。即是謂「寺焉」。

⑩ 推古十一年二月丙子条

來目皇子、薨「於筑紫」。仍「馭使以奏上」。爰天皇聞之大驚、則召「皇太子蘇我大臣」、謂之曰、征新羅大將軍來目皇子薨之。其臨「大事」、而不「遂矣」。甚悲乎。仍「殯」于周芳娑婆。乃遣「土師連猪手、令「掌殯事」。故猪手連之孫曰「娑婆連」。其是之縁也。後葬「於河内埴生山岡上」。

⑪ 推古十三年四月辛酉朔条

天皇詔「皇太子大臣及諸王諸臣」、共同發「誓願」、以始造「銅繡丈六仏像各一軀」。乃命「鞍作鳥、為「造仏之工」。是時、高麗国大興王、聞「日本国天皇造「仏像」、貢「上黄金三百両」。

⑫ 推古十五年二月甲午条

皇太子及大臣、率「百寮」以祭「拝神祇」。

⑬ 推古二十八年是歲条

皇太子嶋大臣共議之、録「天皇記及国記」、臣連伴造国造百八十部并公民等本記^一。

⑭ 推古十一年十一月是月条

皇太子請「于天皇」、以作「大楯及鞞」、（鞞、此云「由岐」。）又繪「于旗幟」。

⑮ 推古十二年四月戊辰条

皇太子親肇作「憲法十七条」。

⑯ 推古十三年閏七月己未朔条

皇太子命「諸王諸臣」、俾「着褶」。

⑰ 用明元年正月壬子朔条

立「穴穗部間人皇女」為「皇后」。是生「四男」。其一曰「厩戸皇子」。〔更名「豐耳聰聖德」。或名「豐聰耳法大王」。或云「法主王」。〕是皇子初居「上宮」。後移「斑鳩」。於「豐御食炊屋姫天皇世」、位「居東宮」。總「撰万機」、行「天皇事」。語見「豐御食炊屋姫天皇紀」。

⑱ 鈴木靖民「遣隋使と礼制・仏教―推古朝の王権イデオロギー―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一五二、二〇〇九年）

⑲ 石井公成氏は、「憲法が最も憂慮しているのは皇位継承をめぐる争乱で、第一条の「無忤為宗」が、その争いを憂慮しつつなされた訓戒であると指摘する。〔「憲法十七条」が想定している争乱〕『印度学仏教学研究』四一―一、一九九二年）

⑳ 家永三郎氏は、「仏教の政治的利用という側面のあるのは否定しがたいとしても、仏教を政治に奉仕せしめる意図の全く無い点で、後の鎮護国家思想とは質を異にしている」とされるが〔「憲法十七条」、岩波思想体系『聖德太子』解説、一九七五年〕、憲法十七条の内容に見られる普遍性、特に仏教思想の援用については、既に中村元氏の指摘があり〔「聖德太子の思想の比較思想的考察」、聖德太子研究会編『聖德太子論集』、一九七一年、平楽寺書店〕、石上英一氏は「仏教思想による各個人の内心の倫理的規範意識を、統治集団の共同の規範意識として活用しようとしたところにもこの憲法の特徴がうかがわれる」とされる〔「聖德太子の政治」、『聖德太子事典』前掲注①参照〕。

㉑ 旧稿で（一）寺院（二）僧尼（三）經典（四）法会という四つの分類を挙げたが〔「古代寺院の機能」、拙著『律令国家仏教の研究』、二〇〇五年、法蔵館〕、仏像の製作や伝来等に触れた独立した記事の存在より、五つの分類がより妥当と考える。

㉒ 前掲注⑨参照。

㉓ 舒明十一年七月条

詔曰、今年造「作大宮及大寺」。則以「百濟川側」為「宮処」。是以、西民造「宮東民作」寺。

皇極元年九月乙卯条

天皇詔「大臣」曰、朕思「欲起」造大寺。宜發「近江與」越之丁。〔百濟大

寺。

- ②④ 推古二年二月丙寅朔条（注⑨）
大化五年三月己巳条

大臣仍陳_三說於山田寺衆僧及長子興志與_二數十人_一曰、夫為_二人臣_一者、安構_レ逆_二於君_一。何失_レ孝_二於父_一。凡此伽藍者、元非_二自身故造_一、奉_二為天_一皇_一誓作。

- ②⑤ 菱田哲郎「斑鳩寺と飛鳥寺院」〔拙編『和国の教主 聖德太子』、二〇〇四年、吉川弘文館〕

- ②⑥ 『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』（寧樂遺文中卷）

奉_レ為池辺大宮御宇天皇并在_二坐御世御世_一天皇、歲次丁卯、小治田大宮御宇天皇并東宮上宮聖德法王、法隆學問寺、并四天王寺、中宮尼寺、橘尼寺、蜂岳寺、池後尼寺、葛城尼寺乎敬造仕奉。

- ②⑦ 前掲注④参照。

- ②⑧ 推古三年五月丁卯条

高麗僧慧慈帰化。則皇太子師之。

- ②⑨ 推古十一年十一月己亥朔条

皇太子謂_二諸大夫_一曰、我有_二尊仏像_一、誰得_二是像_一以恭拜。時秦造河勝進曰、臣拜之。便受_二仏像_一。因以造_二蜂岡寺_一。

- ③⑩ 注②③参照。

- ③⑪ 皇極二年十月戊午条

蘇我臣入鹿独謀、將_レ廢_二上宮王等_一、而立_二古人大兄_一為_中天皇_上。（略）（蘇我臣入鹿、深忌_三上宮王等威名振_二於天下_一、独謀_二僭立_一。）

- 皇極二年十一月丙子朔条

蘇我臣入鹿、遣_二小德巨勢德太臣、大仁土師婆婆連、掩_二山背大兄王等_一於斑鳩。（略）蘇我大臣蝦夷、聞_二山背大兄王等総被_レ亡_二於入鹿_一、而嗔罵曰、噫、入鹿、極甚愚癡、專行_二暴惡_一、憫之身命、不_二亦殆_一乎。

- ③⑫ 『藤氏家伝』上 鎌足伝

後崗本天皇二年歲次癸卯冬十月、宗我入鹿與_二諸王子_一共謀、欲_レ害_二上宮太子之男山背大兄等_一曰、（略）諸王然諾。但恐_二不_レ從害及_二於身_一、所以共許_一也。

- ③⑬ 『上宮聖德太子伝補闕記』

癸卯年十一月十一日丙戌亥時、宗我大臣并林臣入鹿、致奴王子兒名輕王、巨勢德太古臣、大臣大伴馬甘連公、中臣鹽屋枚夫等六人、發_二惡逆_一至_レ計_二太子子孫_一。男女廿三王無_レ罪被_レ害。

- ③⑭ 崇峻即位前紀・用明二年七月条

平_レ乱之後、於_二摂津国_一造_二四天王寺_一。分_二大連奴半與_レ宅_一、為_二大寺奴田莊_一。

- ③⑮ 皇極二年十月壬子条

蘇我大臣蝦夷、縁_レ病不_レ朝。私授_二紫冠於子入鹿_一、擬_二大臣位_一。復呼_二其弟_一曰_二物部大臣_一。々々之祖母、物部弓削大連之妹、故因_二母財_一取_二威於世_一。

- ③⑯ 用明元年正月壬子朔条

是皇子（厩戸）初居_二上宮_一、後移_二斑鳩_一。於_二豐御食炊屋姫天皇世_一、位居_二東宮_一。総_二摂万機_一、行_二天皇事_一。

- ③⑰ 推古元年四月己卯条（前掲注③）

『統日本紀』養老三年六月丁卯条

- ③⑱ 皇太子始聽_二朝政_一焉。

③⑲ 大山誠一氏は、『書紀』編修當時に、天皇制の中に中国的聖天子像を取り入れるために設定されたキャラクターがヤマトタケルと厩戸であり、即位はしなかったが実質的に天皇に代わる存在として叙述されたと、天皇との關係を指摘されるが（前掲注②論文）、むしろ皇太子との關係に注意すべきではないだろうか。

- ③⑳ 井上光貞「古代の皇太子」（同『日本古代国家の研究』第二章天皇と古代国家、一九六五年、岩波書店）

- ④① 『統日本紀』靈龜二年五月庚寅条

詔曰、崇_二飭法藏_一肅敬為_レ本、宮_二修仏廟_一清淨為_レ先。今聞、諸国寺家多不_レ如_レ法。或草堂始闢爭求_二額題_一、幢幡僅施即訴_二田畝_一。或房舍不_レ修馬牛群聚、門庭荒廢荆棘弥生。遂使_二無上尊像永蒙_二塵穢_一。甚深法藏不_レ免_二風雨_一。多歷_二年代_一絶無_二構成_一。於_レ事斟量極乖_二崇敬_一。今故併_二兼数寺_一合成_二一区_一。庶幾、同_レ力共造更興_二頽法_一。諸国司等、宜_レ明告_二国師衆僧及檀越等_一、條_二録部内寺家可_レ合并財物_一、附_レ使奏聞_上。又聞、諸国寺家、堂塔雖_レ成僧尼莫_レ住、礼仏無_レ聞。檀越子孫惣_二摂田畝_一、專養_二

④1

妻子不供衆僧。因作諍訟、誼擾国郡。自今以後嚴加禁斷、其所
有財物田園、並須国師衆僧及国司檀越等相對檢校、分明案記、充用
之日共判出付。不得依旧檀越等專制。

『同』養老元年四月壬辰条

詔曰、置職任能所以教導愚民、設法立制由其禁斷奸非。頃
者、百姓乖違法律、恣任其情、剪髮髡髮輒着道服。貌似桑門情
挟奸盜。詐偽所以生、姦宄自斯起、一也。凡僧尼、寂居寺家受
教伝道。准令云、其有乞食者、三綱連署午前捧鉢告乞。不得
因此更乞余物。方今小僧行基并弟子等、零疊街衢妄説罪福。合
構朋党焚剥指臂、歷門假説強乞余物。詐称聖道妖惑百姓。道俗
擾乱四民棄業。進違釈教退犯法令、二也。僧尼、依仏道持神
呪、以救溺徒、施湯藥而療痼病、於令聽之。方今僧尼輒向病
人之家、詐禱幻怪之情、戾執巫術逆占吉凶。恐魯毫釋梢致有
求。道俗無別終生奸乱、三也。如有重病応救、請浄行者、經
告僧綱、三綱連署期日令赴。不得因茲逗留延日。実由主司不

④2

加嚴斷致有此弊。自今以後不得更然。布告村里勤加禁止。

『同』養老二年十月庚午条

太政官告僧綱曰、智鑑冠時衆所推讓、可為法門之師範者、
宜_下舉其人_中表高德_上。又有請益無倦繼踵於師、材堪後進之領
袖者、亦錄名臚_中舉而牒_上之。五宗之學三藏之教、論討有異弁談不
同。自能該達宗義、最称宗師、每宗舉人並錄。次德根有性分、業
亦龜細。宜_下隨性分皆令_上就學。凡諸僧徒勿使浮遊。或講論衆
理_上學習諸義、或唱誦經文修_上道禪行、各令_下分業皆得其道。(略)
其居非精舍行乖練行、任意入山輒造菴窟混濁山河之清、雜
煙霧之彩。又經曰、日乞告穢雜市里、情雖逐於和光形無別于
窮乞。如斯之輩慎加禁諭。

〔付記〕

本稿はJSPS科研費一九K〇〇九六六による研究成果の一部である。

(本学文学部教授)